

大阪市地方独立行政法人大阪市博物館機構評価委員会・制度の概要について

評価委員会について

1. 基本情報(参考1)

- 法人の名称: **地方独立行政法人大阪市博物館機構**
- 対象施設: **大阪歴史博物館・市立美術館・東洋陶磁美術館・自然史博物館・市立科学館・(新美術館)**
- 設立年月日: **平成31(2019)年4月1日**

2. 委員会の設置と概要

【地方独立行政法人法】

第11条 設立団体に、地方独立行政法人に関する事務を処理させるため、当該設立団体の長の附属機関として、**地方独立行政法人評価委員会**(以下「**評価委員会**」という。)を置く。

2 評価委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。

(省略)

3 評価委員会は、前項第1号、第4号又は第5号の意見を述べたときは、その内容を公表しなければならない。

4 第2項に定めるもののほか、評価委員会の組織及び委員その他の職員その他評価委員会に関し必要な事項については、**条例**で定める。

【大阪市地方独立行政法人大阪市博物館機構評価委員会条例】(参考2)

第1条 この条例は、地方独立行政法人法(平成15年法律第118号。以下「**法**」という。)第11条第2項第6号及び第4項の規定に基づき、本市が設立する地方独立行政法人大阪市博物館機構に関する事務を処理させるため設置する大阪市地方独立行政法人大阪市博物館機構評価委員会(以下「**委員会**」という。)の所掌事務等、組織及び委員その他委員会に関し必要な事項を定めるものとする。

第2条 委員会は、**法の規定によりその権限に属させられた事項**を処理するほか、**法第28条第1項**(同項第2号に規定する中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績に関する部分を除く。)の規定により**市長が評価を行う場合における市長への意見の申述**をつかさどる。

2 委員会は、前項の意見を述べたときは、その内容を公表しなければならない。

第3条 委員会は、委員7人以内で組織する。

2 委員は、地方独立行政法人大阪市博物館機構の組織及び運営に関し識見を有する者その他市長が適当と認める者のうちから**市長が委嘱**する。

(以下、省略)

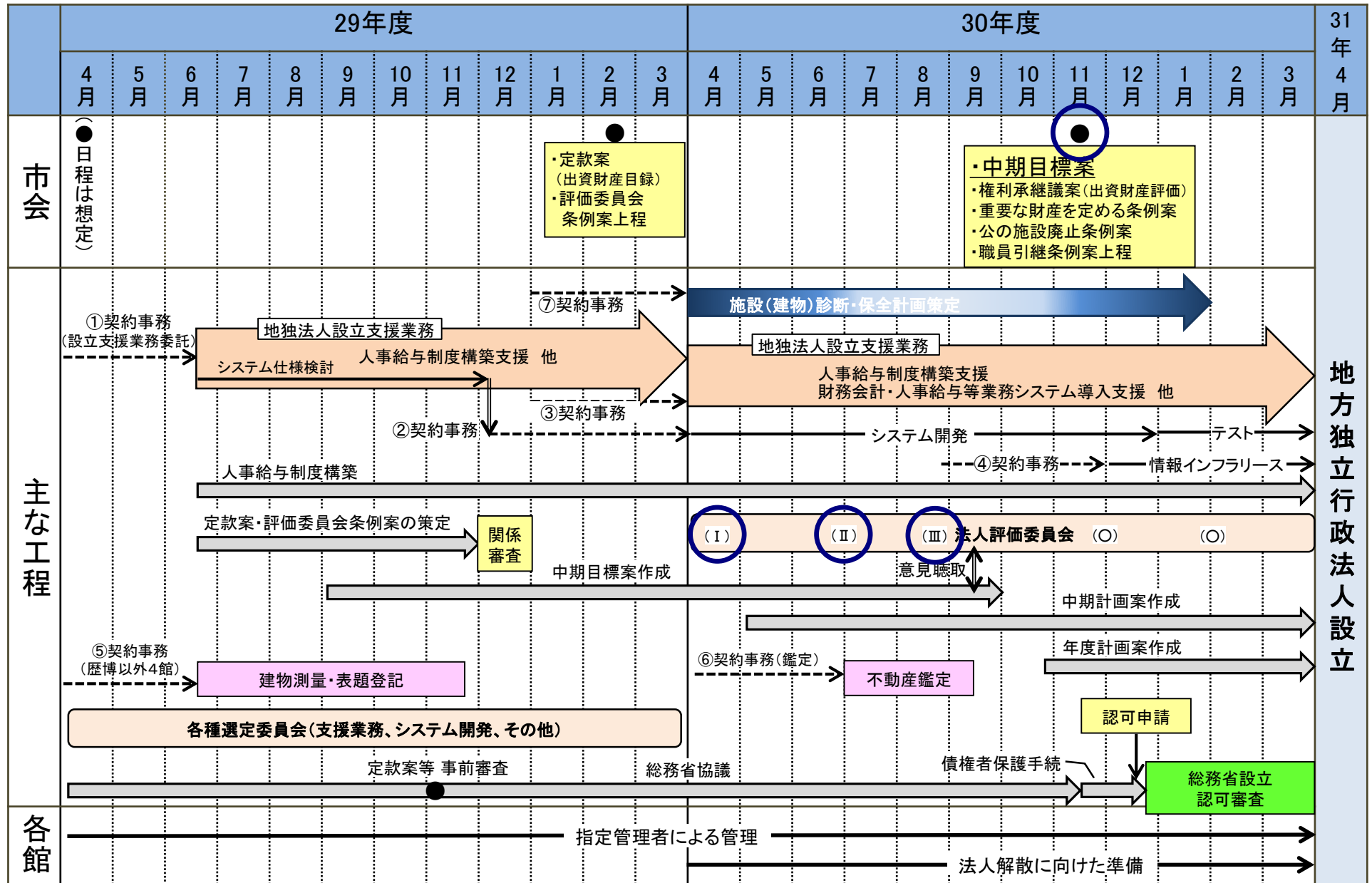
第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

所掌事務について

【法律関係】		
①	第8条第4項	定款変更の際の意見
②	第25条第3項	設立団体の長による中期目標の策定、変更の際の意見
③	第28条第4項	設立団体の長による中期目標の期間の終了時に見込まれる業務実績の評価(同条1項2号)に当たっての意見 ←
④	第30条第2項	設立団体の長による中期目標終了時の業務や組織の必要性や全般にわたる検討に当たっての意見
⑤	第42条の2第5項	出資等に係る不要財産の納付等に当たっての意見
⑥	第44条第2項	重要な財産の譲渡又は担保に当たっての設立団体の長による認可にあたっての意見
㊦	第49条第2項	特定地方独立行政法人の役員の報酬等の支給基準を定めるに当たっての意見
㊧	第67条第2項	設立団体の数を減少させる定款の変更に当たっての意見
第78条第4項、第79条の2第2項は 公立大学 関連につき、省略		
第87条の8第4項、第87条の10第4項は 申請等関係事務処理法人 関連につき、省略		
第108条第2項は 吸収合併 関連につき、第112条第2項は 新設合併 関連につき、それぞれ省略		

【条例関係】(参考2)		
①	第2条	法第28条第1項(同項第2号を除く)の規定により市長が評価を行う場合における市長への意見の申述をつかさどる
②	法第28条1項1号	次号及び第3号に掲げる事業年度(最終年度及びその直前の年度)以外の事業年度における業務の実績
㊦	法第28条1項2号	最終年度の直前の年度の業務の実績、及び中期目標の期間の終了時に見込まれる業務の実績 ←
④	法第28条1項3号	最終年度の業務の実績及びその中期目標の期間中の業務の実績

スケジュール



設立団体と法人の関係

事 項	定 款
作 成 者	設立団体(市)
手 続 き	議会の議決 総務省認可
お も な 記載事項	・目的 ・名称 ・設立団体 ・特定一般の別 ・役員や任期 ・業務の範囲 ・公共的施設

事 項	業務方法書
作 成 者	地独法人
手 続 き	設立団体の長の認可 評価委聴取 認可後の公表
お も な 記載事項	・目的や方針 ・業務の内容 ・内部統制 ・委託基準 ・契約事項 ・その他事項

事 項	中 期 目 標
作 成 者	設立団体の長
手 続 き	・評価委聴取 ・議会の議決 ・指示と公表
お も な 記載事項	・中期目標期間 ・提供する業務の質の向上 ・業務運営の改善及び効率化 ・財務内容の改善 ・その他重要事項

事 項	中 期 計 画
作 成 者	地独法人
手 続 き	・評価委聴取 ・設立団体の長の認可(変更命令) ・認可後の公表
お も な 記載事項	・各目標達成のためとるべき措置 ・予算や収支計画 ・財産処分計画 ・剰余金の使途 ・規則記載の事項

業務運営の改善への反映と
その状況の公表

事 項	終了時検討
実 施 者	設立団体の長
手 続 き	・②により、業務及び組織全般の検討 ・評価委意見聴取
措置事項	・継続や存続、廃止や移管 ・検討結果及び措置内容の公表

事 項	年 度 評 価
実 施 者	設立団体の長
手 続 き	・年度毎の中期目標の実施状況を調査・分析 ・総合的に評定 ・評価委聴取(②)
措置事項	・結果通知と公表 ・議会報告 ・改善等の命令

事 項	年 度 報 告 書
実 施 者	地独法人
手 続 き	①当該事業年度の業務の実績 ②当該年度及び期末の見込み ③当該年度及び期末の実績 上記のいずれか一つに自己評価を加えた報告書を設立団体の長へ提出し、公表

事 項	年 度 計 画
作 成 者	地独法人
手 続 き	設立団体の長へ届出・公表
お も な 記載事項	・事業年度の業務運営に関する計画

中期目標の策定について

1. 記載すべき内容

【地方独立行政法人法】

(中期目標)

第25条 設立団体の長は、三年以上五年以下の期間において地方独立行政法人が達成すべき業務運営に関する目標(以下「中期目標」という。)を定め、当該中期目標を当該地方独立行政法人に指示するとともに、公表しなければならない。当該中期目標を変更したときも、同様とする。

2 中期目標においては、次に掲げる事項について具体的に定めるものとする。

- 一 中期目標の期間(前項の期間の範囲内で設立団体の長が定める期間をいう。以下同じ。)
- 二 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項
- 三 業務運営の改善及び効率化に関する事項
- 四 財務内容の改善に関する事項
- 五 その他業務運営に関する重要事項

法定事項

3 設立団体の長は、中期目標を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならない。

2. 案の概要(資料5)

1) 中期目標の期間: 5年(2019年4月～2024年3月)

2) 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項⇒大阪市ミュージアムビジョンをベースに作成『大阪市ミュージアムビジョン』(参考3)

(目的)

本ビジョンは、博物館としての使命や要件、長年の活動実績を念頭に、取り巻く環境変化にも対応しつつ、都市大阪にふさわしい次代の博物館群(ミュージアム)として、今後、おおむね10年でめざす姿とその実現に適した運営のあり方(ビジョン)を示すものである。

(具体的には)

「都市のコアとしてのミュージアム～大阪の知を拓き発信することで、人々が集い賑わう都市を実現し、大阪を担う市民とあゆむミュージアムへ～」をめざす。

5) その他業務運営に関する重要事項では、法改正の趣旨に鑑み、「内部統制に関する事項」を項立て